

矢板市省エネ家電・給湯器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢板市省エネ家電・給湯器購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネルギー性能の高い家電製品及び給湯器の購入を予算の範囲内で支援することにより、家庭における電気代等の負担軽減及び温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象製品 別表に掲げる製品（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第165条の規定による統一省エネラベル2つ星以上の新品で、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に多段階評価点が掲載されている製品（LED照明器具を除く。）に限る。）で、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに購入及び設置完了したものをいう。
- (2) 購入費用 対象製品及びその稼働に必要な附属品の費用並びに工事及び配送に係る費用の合計額（消費税及び地方消費税の額を含む。）をいう。ただし、既に使用していた家電製品及び給湯器の撤去、リサイクル及び処分等に係る費用は除くものとする。

(交付要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 矢板市に住民登録のある個人であること。
- (2) 対象製品を矢板市内の建物で使用すること（自己の所有でない建物に据え付ける場合にあつては、当該建物の所有者から書面による承諾を得ていること。）。
- (3) 対象製品の購入及び設置は、矢板市内の事業所（床面積が1,000㎡未満に限る。）によること。
- (4) 本人及び同一世帯員が過去に本補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 本人及び同一世帯員全員が市税を滞納していないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表のとおりとし、同表に掲げる各事業種別の併用はできるものとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。

（交付申請及び請求）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、補助金等交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入費用の領収書の原本
- (2) 対象製品の保証書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、事業種別ごとにそれぞれ1回のみとする（複数回に分けての申請は不可とする。）。

3 申請人は、対象製品を取得した個人又はその者が属する世帯の世帯員とする（販売店等による代理申請は不可とする。）。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の書類を審査し、補助事業の目的及び内容が適当であると認めたときは、補助金等交付決定通知書（別記様式第2号）により申請人に通知するものとする。

(事業内容等の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知を受けた後、次に掲げる場合に該当するときは、遅延なく、補助事業等計画変更申請書兼請求書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、補助金等変更交付決定通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告の省略)

第9条 補助金の実績報告書の提出は、第6条第1項各号の書類の提出により設備導入の事実を明らかにすることをもって、これに代えることができる。ただし、市長が必要と認める場合は、実績報告書の提出を求めることができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたと認められるとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 対象製品を返品したとき。
- (4) 次条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付された条件、法令又は交付決定に基づく命令に違反したとき。

(財産の処分の制限)

第 11 条 補助事業者は、補助事業により取得した製品について、補助事業の完了後も注意をもって管理し、及びその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得した製品を市長の承認を受けないで、補助事業の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該設備の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合並びに天災その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものの場合は、この限りではない。

3 前項ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第 1 条第 1 項に規定する耐用年数とする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

事業種別	対象製品	補助率	限度額
省エネ家電購入費補助	エアコンディショナー（目標年度2027年度）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、テレビジョン、電気便座又はLED照明器具（電球又は蛍光灯のみを除く）	購入費用に100分の25を乗じた額以内	1申請につき8万円
省エネ給湯器購入費補助	ガス温水機器、石油温水機器又はヒートポンプ給湯機	購入費用に100分の35を乗じた額以内	1申請につき15万円